

最高裁秘書第4643号

平成29年11月22日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成29年10月2日付け（同月4日受付、最高裁秘書第4137号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

札幌高裁及び福岡高裁で実施されている所持品検査が、最高裁昭和53年6月20日判決が判示する所持品検査の適法性の要件を満たしているかどうかを検討した際に作成した文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

